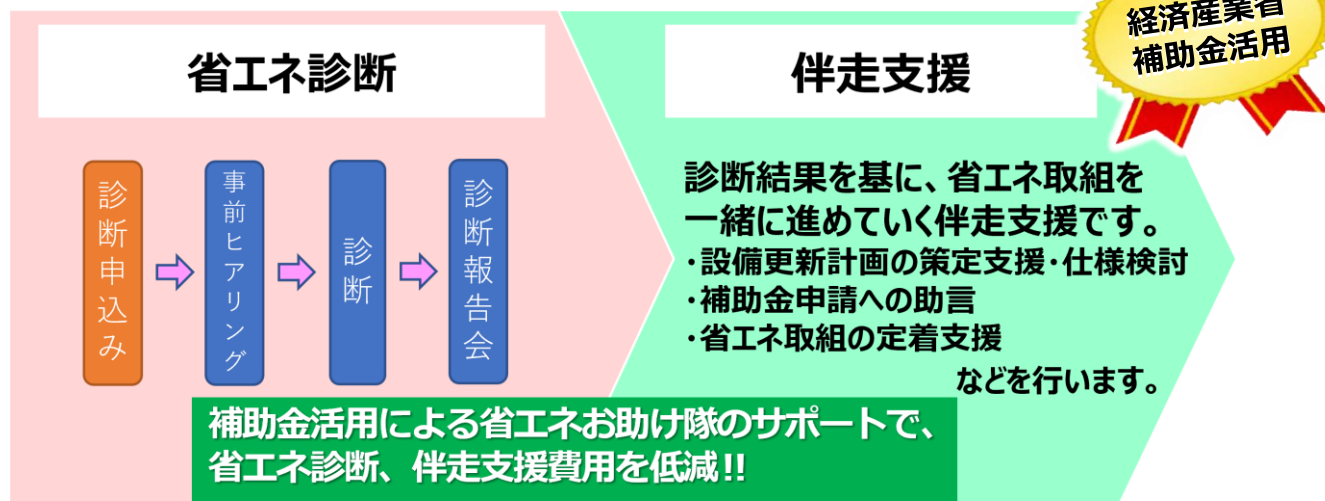


大阪府内の中小事業者のみなさまへ

おトクに省エネ診断を受診し、伴走支援により
光熱費削減とカーボンニュートラルを実現！

大阪府と連携した省エネのプロ“お助け隊”がサポート

まるとサポートの流れ



本事業は、経済産業省の「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」の補助金を活用するため、省エネ診断や伴走支援を受ける事業者の負担額は総額の1割となります。

詳しくは大阪府HPをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/es-whole-support.html>

※1 省エネお助け隊：(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ、(一社)省エネプラットフォーム協会、(公社)大阪技術振興協会、(株)みのりアソシエツ

※2 要望をお聞きして支援内容を決定します。国の補助により、おトクに支援を受けられます。

お申込みはこちらから

お申込みフォーム

QRコードが利用できない方は、裏面の申込書を、電子メール又はFAXで、おおさかスマートエネルギーセンターまでお送りください。



利用者登録

大阪府行政オンラインシステムの利用者登録を行っていない方は、こちらから利用者登録を行ってください。



申込期限

令和7年11月14日(金)

(但し、支援件数が上限に達した時点で、申込受付を終了します。)

気になった方は今すぐ!! おおさかスマートエネルギーセンター まで

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内

TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

令和7年度 省エネコストカットまるごとサポート事業 申込書（おおさかスマートエネルギーセンターあて）

■ 枠内をご記入のうえ、EメールまたはFAXで送付してください。（件名：「省エネコストカットまるごとサポート申込み」と記載）

メール: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

FAX: 0 6 - 6 2 1 0 - 9 2 5 9

(1)個人情報の取扱いについて 収集した個人情報は、おおさかスマートエネルギーセンター及びサポートを行う省エネお助け隊が、以下に掲げる目的のみで使用します。①本事業の実施に係る連絡調整業務、②本事業での省エネサポート、③省エネお助け隊から補助金の執行機関（（一社）環境共創イニシアチブ）への実績報告。

(2)次の点について、ご了承願います。①当センター職員がサポートに立会うこと、②当センター事業の検討資料とするため、省エネお助け隊からの実施報告書及びアンケート回答を当センターが入手すること。

ご了承頂ける場合は、右のチェック欄に☑をしてください。⇒

チェック欄

事業者名					
電 話	-		-		
E-メール	@				
担当者	所属：		氏名：		
対象事業所名					
所在地 (大阪府内に限る)	〒 大阪府				
業種・用途	事務所	商業ビル	ホテル	病院	学校
	工場【主な製造品目			】 その他【	
延床面積	m ²	建築階数	地下 階、地上 階	複数の建物があれば以下記入 地下 階、地上 階	
企業規模	中小企業※ ¹		その他※ ²		
	※1「中小企業基本法」で規定されている事業者		※2 大企業・学校法人・医療法人・福祉法人等はその他になります		
電力の契約種別 ○をつけてください	高圧	・	低圧	・	その他
年間エネルギー 使用量	全エネルギー合計原油換算値		kL		
	電気		kW h （約 万円）		
	ガス		m ³ （約 万円）		
	その他		種類: kL （約 万円）		
特にサポートを希望する事項 ○をつけてください	全般 ・ 照明 ・ 空調 ・ 熱利用 ・ 設備（ ） その他（補助金申請、 ）				
希望する省エネお助け隊 ☑をしてください ※必ず選択してください	☐ (一社)カーボンマネジメントイニシアティブ ☐ (一社)省エネプラットフォーム協会 ☐ (公社)大阪技術振興協会 ☐ (株)みのりアソシエツ				
この事業を知ったきっかけ ○をつけてください	HP ・ ちらし ・ メルマガ（ ） ・ 団体からの紹介(団体名) 金融機関からの紹介（金融機関名 ） ・ その他（ ）				

《今後のサポートの流れ》

本申込書受付後、当センターから担当する省エネお助け隊をご案内します。その後、省エネお助け隊から直接ご連絡を差し上げ、サポートのご説明や見積書の提示を行います。なお、受付状況等によってはサポートをお受けできない場合がございます。

《支援対象者の要件》

①「中小企業基本法に定める中小企業者」

（年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所は、みなし大企業でないこと）

②「会社法上の会社に該当しない場合で前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、1,500kl未満の事業所」を支援対象とする事業者